



訴状

平成 18 年 3 月 6 日

和歌山地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 谷 口 昇



建物退去等請求事件

(当事者の表示) 当事者目録記載のとおり

(請求の趣旨・請求の原因) 後記のとおり

副本

当事者目録

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地

原 告 宗教法人 清淨心院

代表者代表役員 久 利 康 彰

〒640-8157

和歌山市八番丁9番地 県信ビル7階

谷口昇二法律事務所（送達場所）

TEL 073-431-6160

FAX 073-428-1660

原告訴訟代理人

弁護士 谷 口 昇 二

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地

清淨心院内

被 告 山 岸 芳 子

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地

清淨心院内

被 告 山 岸 隆 信

請求の趣旨

被告山岸芳子は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物より退去して、これを明け渡せ

被告山岸芳子は、原告に対し、原告にかかる会計帳簿および金員を引き渡せ

被告山岸隆信は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物より退去して、これを明け渡せ

訴訟費用は、被告らの負担とする
との判決ならびに仮執行宣言を求める。

請求の原因

1 原告は、宗教法人高野山真言宗を包括団体とするところ、原告は、貳拾日大師を本尊とし弘法大師を宗祖として尊信し、祖廟中心の宗是に基き両壇に奉仕し、古来の伝統により所縁の信者を参籠せしめ、高野山真言宗の教義を広め儀式行事を行い、信者並に徒弟を教化育成し、祖山の護持祖風宣揚密教興隆衆生濟度の聖業に精進し、その他の目的を達成するための業務及びその他の事業を行うことを目的とする宗教法人である。

2 (1) 被告山岸芳子および被告山岸隆信は、原告所有の別紙物件目録記載の建物に居住してそれぞれ該建物を占有している。

(2) 被告山岸芳子は、原告にかかる会計帳簿および金員を所持しているが、原告にこれを引き渡さない。

3 原告の代表役員であった山岸俊岳が平成15年4月8日死亡したところ、久利康彰が代表役員に選任され、平成15年6月2日就任の法人登記も経由された。

4 しかるに、故・山岸俊岳の母・被告山岸芳子は、原告清浄心院を私物化せんとの企図の下に、被告山岸隆信を養子とし、両名は共謀して、久利康彰の代表役員への就任が違法である旨の独自の所説を、高野山真言宗官長に宛て書面にて申述する等、著しく久利康彰ひいては原告の名誉を毀損する行為をなした。

5 原告は、被告らに、平成17年5月30日付書面をもって、自らの非を認め、久利康彰に謝罪する旨求め、且つ、平成17年8月18日、和歌山地方裁判所平成17年(ユ)第1号事件をもって調停を申し立てたが、平成17年12月12日不調となつた。

6 よつて、原告は、被告両名に対し、請求の趣旨記載の判決を求めるため、この訴に及んだ。

附 屬 書 類

- 1 被告に宛てた平成17年5月30日付書面・同配達証明書
(甲第1号証の1・2) 写
- 1 宗教法人清浄心院規則・写(甲第2号証)
- 1 原告作成の和歌山地方裁判所平成17年(ユ)第1号事件にかかる平成17年8月18日付民事調停申立書・控(甲第3号証)
- 1 被告ら作成の上記事件における2005年10月13日付答弁書・副本(甲第4号証)

1 上記事件における原告作成の平成17年12月1日付第1主張書面・
控(甲第5号証)

1 法人登記簿謄本

1 和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地所在建物にかかる登記簿
謄本一本件建物は含まれておらず未登記

1 電話録取書

1 訴訟代理委任状

以上各1通

別 紙

物 件 目 錄

(下記の未登記建物)

和歌山県伊都郡高野町大字高野山 566番地所在

通 称 白 雲 閣

木 造 檜 皮 草 2 階 建